

〔道路メンテナンス年報〕  
**宮城の道路メンテナンス概要**



**2024年1月**  
**宮城県道路メンテナンス会議**

## まえがき

宮城県内の国道や高速道路、県道（有料道路含む）、市町村道の道路延長は約 25,600 kmにおよび、その中には約 12,600 橋の橋梁、約 150 箇所トンネル、約 560 施設の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後 50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2023 年 3 月末時点で約 3,000 橋、全体の 34%であり、20 年後には 80%の約 6,900 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、2018 年度までの 5 年間（1 巡目）で、各道路管理者により計画的に点検が実施されたところです。引き続き、2 巡目の点検を計画的に進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「宮城県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「宮城の道路メンテナンス概要」は、宮城県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

宮城県道路メンテナンス会議 会長  
(仙台河川国道事務所長) 田中 誠柳

# 目 次

1 道路構造物の現状.....	1
(1) 道路構造物の管理者.....	1
(2) 道路構造物の急速な老朽化.....	1
2 宮城の道路メンテナンス概要について .....	2
(1) 概要 .....	2
(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について .....	2
3 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果 .....	3
(1) 2 巡目（2019～2022 年度）の点検結果（全道路管理者） .....	3
(2) 2 巡目（2019～2022 年度）の点検結果（管理者別） .....	5
(3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の 5 年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況 .....	11
(4) 過年度の点検（2014～2022 年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合 .....	14
(5) 過年度の点検（2014～2022 年度）の点検結果（全道路管理者） .....	17
(6) 過年度の点検（2014～2022 年度）の点検結果（管理者別） .....	18
4 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況.....	20
(1) 1 巡目点検（2014～2018 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況 .....	20
(2) 2 巡目点検（2019～2022 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況.....	24
(3) 過年度の点検（2014～2022 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況 .....	27
(4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況 .....	30
(5) 修繕等措置の取り組み事例.....	31
5 道路メンテナンス会議の取り組み.....	35

# 1 道路構造物の現状

## (1) 道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。このうち、特に施設数が多い橋梁では、約7割を市町村で管理しています。

表1-1 道路管理者別の道路構造物等内訳

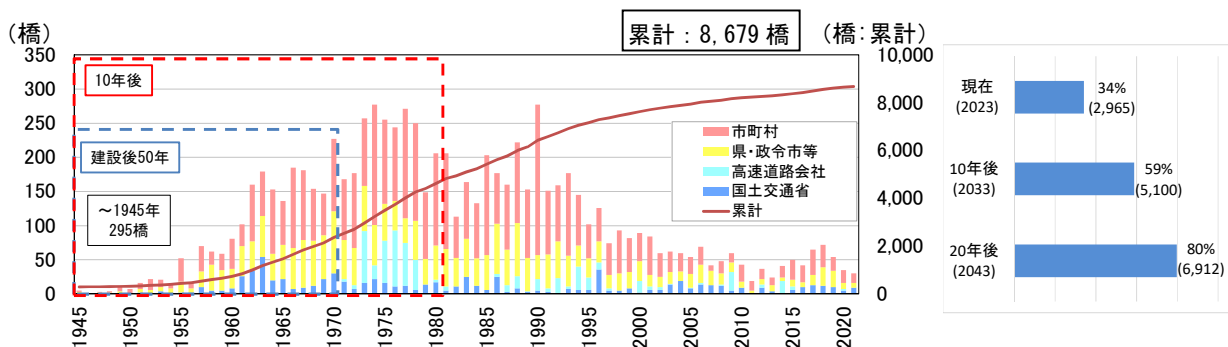
管理者	道路延長 (km)	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	道路附属物等 (施設)				
				シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等	
国土交通省	600	800	31	223	7	103	50	63
高速道路会社	179	604	4	174	0	106	0	68
県・政令市等	2,986	2,717	76	143	22	32	63	26
市町村	21,793	8,466	34	21	3	6	11	1
合計	25,559	12,587	145	561	32	247	124	158

※2023年3月末時点  
 ※道路延長は「道路統計年報2022」より集計

## (2) 道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの道路構造物の老朽化が急速に進む見込みです。

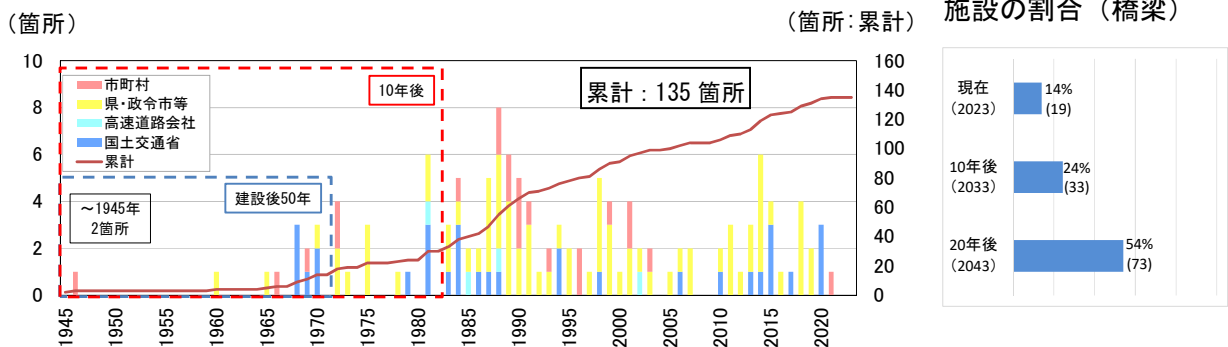
特に施設数の多い橋梁でみると、建設後50年を経過した橋梁は、現在34%に対し、10年後には59%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約3,900橋ある。  
 (出典) 道路局調べ (2023.3 末時点)

図1-1 建設年代別施設数 (橋梁)

図1-2 建設後50年を経過した施設の割合 (橋梁)



※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルが10箇所ある。  
 (出典) 道路局調べ (2023.3 末時点)

図1-3 建設年代別施設数 (トンネル)

図1-4 建設後50年を経過した施設の割合 (トンネル)

## 2 宮城の道路メンテナンス概要について

### (1) 概要

- 宮城県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「宮城の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。
- 橋梁・トンネル・道路附属物等※については、2014～2018年度における1巡目点検（以降、1巡目点検）が完了し、2019年度より2巡目の点検に着手しています。
- 今回は、下記についてとりまとめました。
  - 2巡目（2019～2022年度）及び過年度（2014～2022年度）の点検結果※<sup>2</sup>
  - 1巡目点検（2014～2018年度）、2巡目点検（2019～2022年度）、過年度の点検（2014～2022年度）における修繕等措置状況
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

<p>道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。</p> <p>→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。</p>	<p>今後どのように措置していくのか。</p> <p>→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。</p>
---	---

※1 道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等  
 ※2 複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計  
 ※3 本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地（県）で集計しています。

### (2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013年の道路法改正等を受け、2014年7月より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の4段階に区分します。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

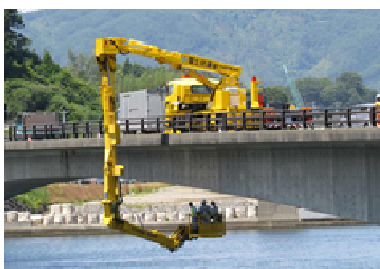


写真2-1 橋梁点検状況



写真2-2 トンネル点検状況

### 3 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

#### (1) 2巡目（2019～2022年度）の点検結果（全道路管理者）

2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、橋梁 87%、トンネル 88%、道路附属物等 85%です。

判定区分の割合は、橋梁：I 16%、II 73%、III 10%、IV 0.1%、トンネル：I 3%、II 45%、III 53%、IV 0%、道路附属物等：I 32%、II 48%、III 19%、IV 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。（次頁以降も同様）

#### ○2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（全道路管理者）

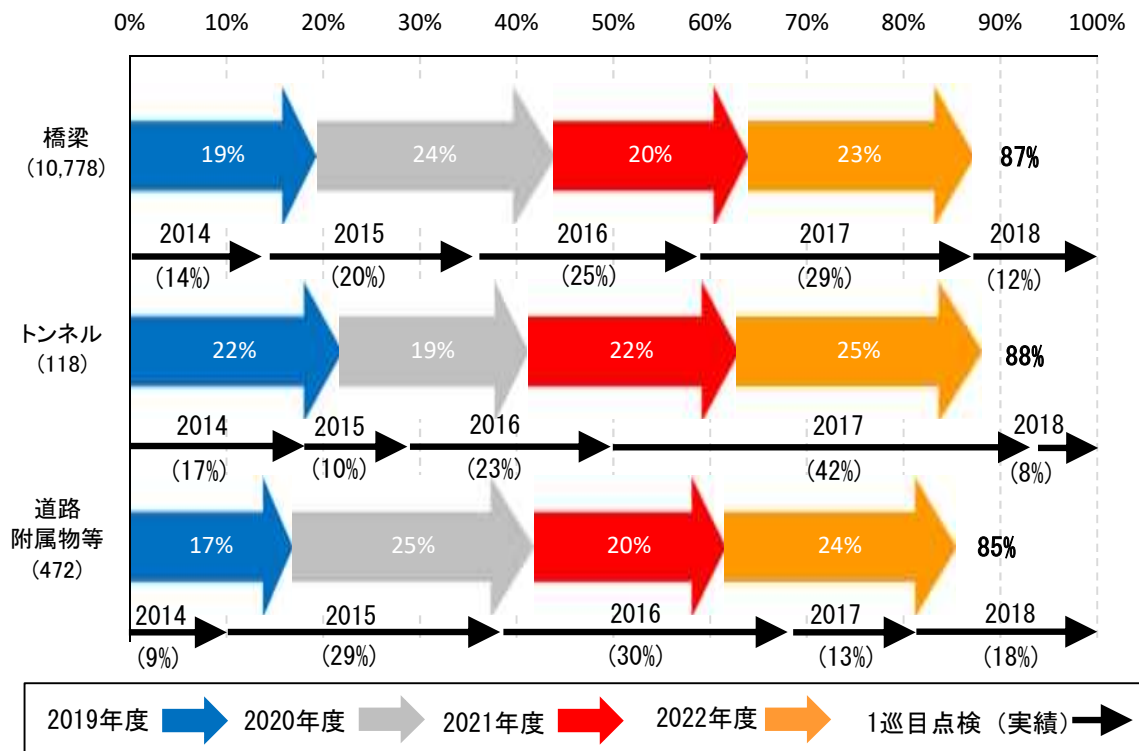


図3-1 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（全道路管理者合計）

※（）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-1 (2019～2022年度)の点検実施率（全道路管理者）

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	12,587	12,384	10,778	87% (88%)
トンネル	145	134	118	88% (92%)
道路附属物等	561	553	472	85% (81%)

2023.3末時点  
※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。  
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

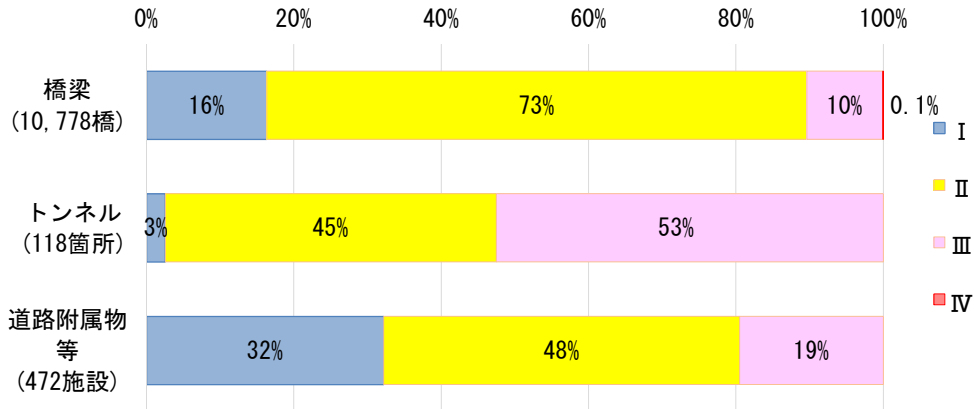


図3-2 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）  
 ※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-2 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（全道路管理者）

	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
橋梁	10,778	1,758	7,901	1,111	8
		16%	73%	10%	0.1%
トンネル	118	3	53	62	0
		3%	45%	53%	0%
道路附属物等	472	152	228	92	0
		32%	48%	19%	0%

2023.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

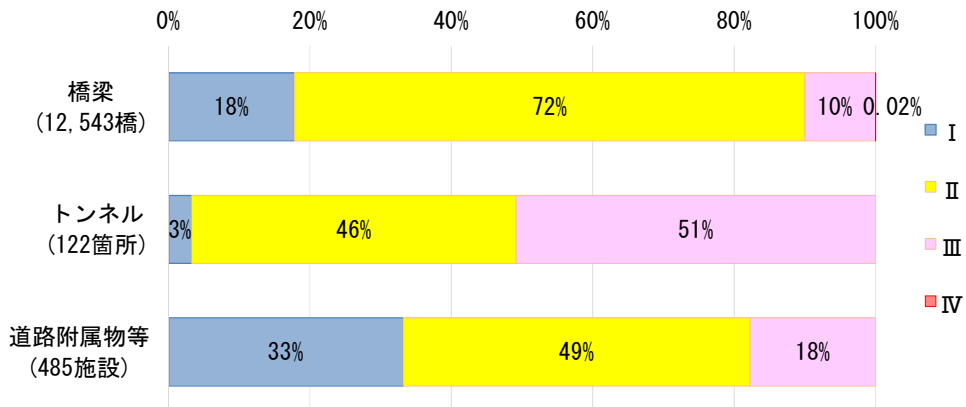


図3-3 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※2019年3月時点での集計値  
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(2) 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検結果 (管理者別)

① 橋梁

橋梁の 2 巡目 (2019~2022 年度) の累積点検実施率は、国土交通省 85%、高速道路会社 83%、県・政令市等 80%、市町村 90%です。

全管理者の判定区割合は、I 16%、II 73%、III 10%、IV 0.1%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

○2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (橋梁)

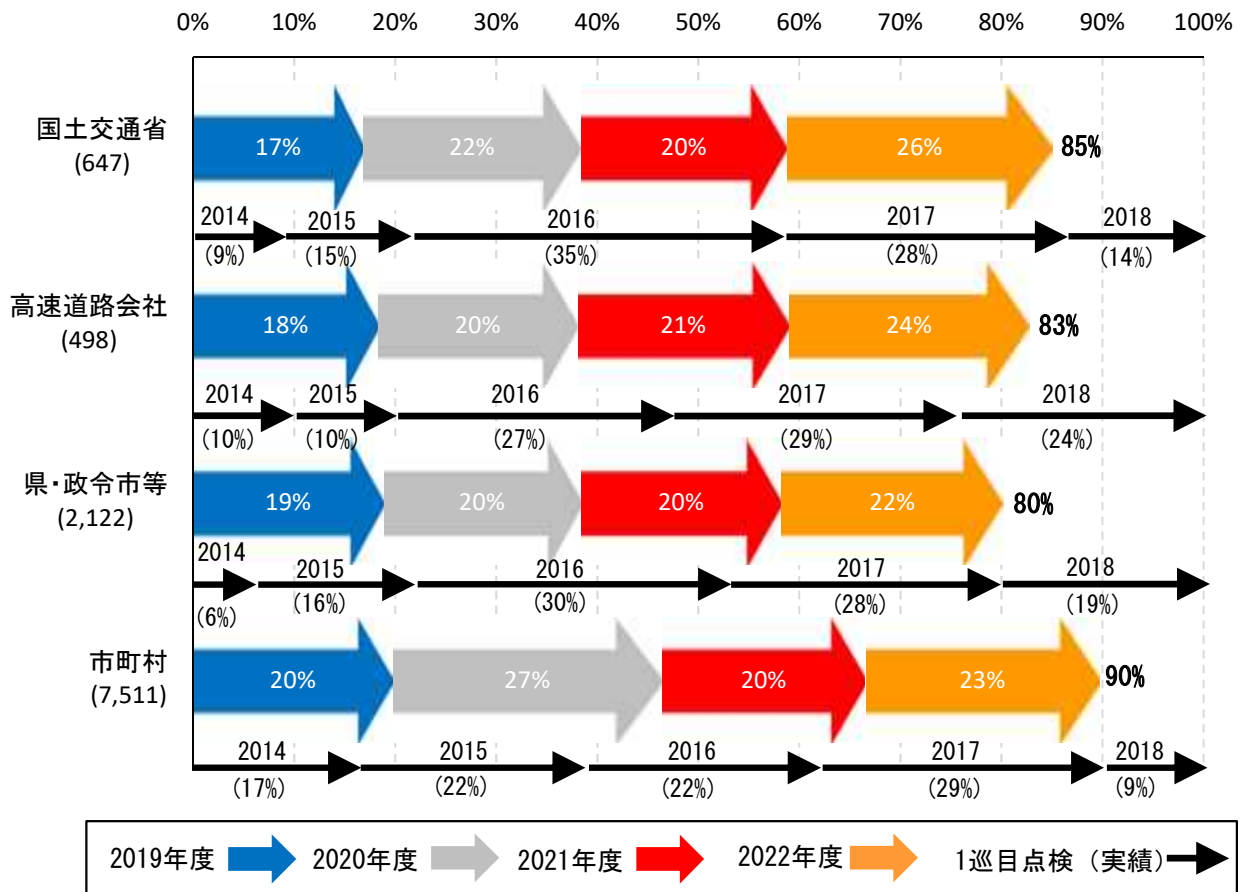


図 3-4 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (橋梁)

※ ( ) 内は、2019~2022 年度に点検を実施した施設数の合計。  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表 3-3 2 巡目 (2019~2022 年度) の点検実施率 (橋梁)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	800	761	647	85% (87%)
高速道路会社	604	602	498	83% (76%)
県・政令市等	2,717	2,647	2,122	80% (80%)
市町村	8,466	8,374	7,511	90% (90%)
合計	12,587	12,384	10,778	87% (88%)

※1: 2023 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。

2023.3 末時点

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。( ) 内は、1 巡目 (2014~2017 年度) における点検実施率。



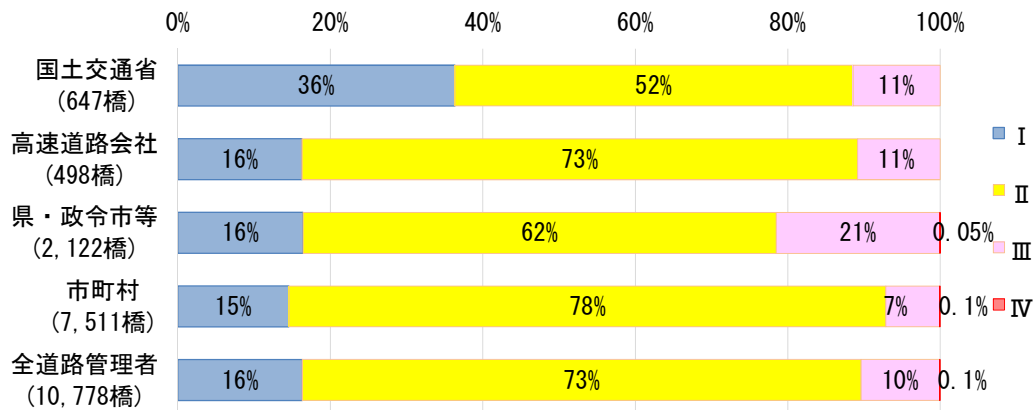


図3-5 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-4 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	647	235	338	74	0
		36%	52%	11%	0%
高速道路会社	498	81	363	54	0
		16%	73%	11%	0%
県・政令市等	2,122	348	1,318	455	1
		16%	62%	21%	0.05%
市町村	7,511	1,094	5,882	528	7
		15%	78%	7%	0.1%
合計	10,778	1,758	7,901	1,111	8
		16%	73%	10%	0.1%

2023.3末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

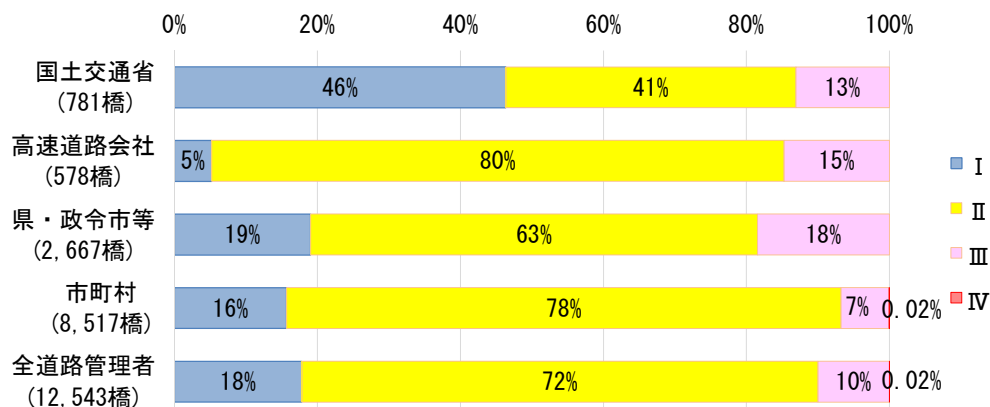


図3-6 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

※2019年3月時点での集計値

※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、国土交通省 100%、高速道路会社 100%、県・政令市等 96%、市町村 61%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 3%、Ⅱ 45%、Ⅲ 53%、Ⅳ 0%です。

〇2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

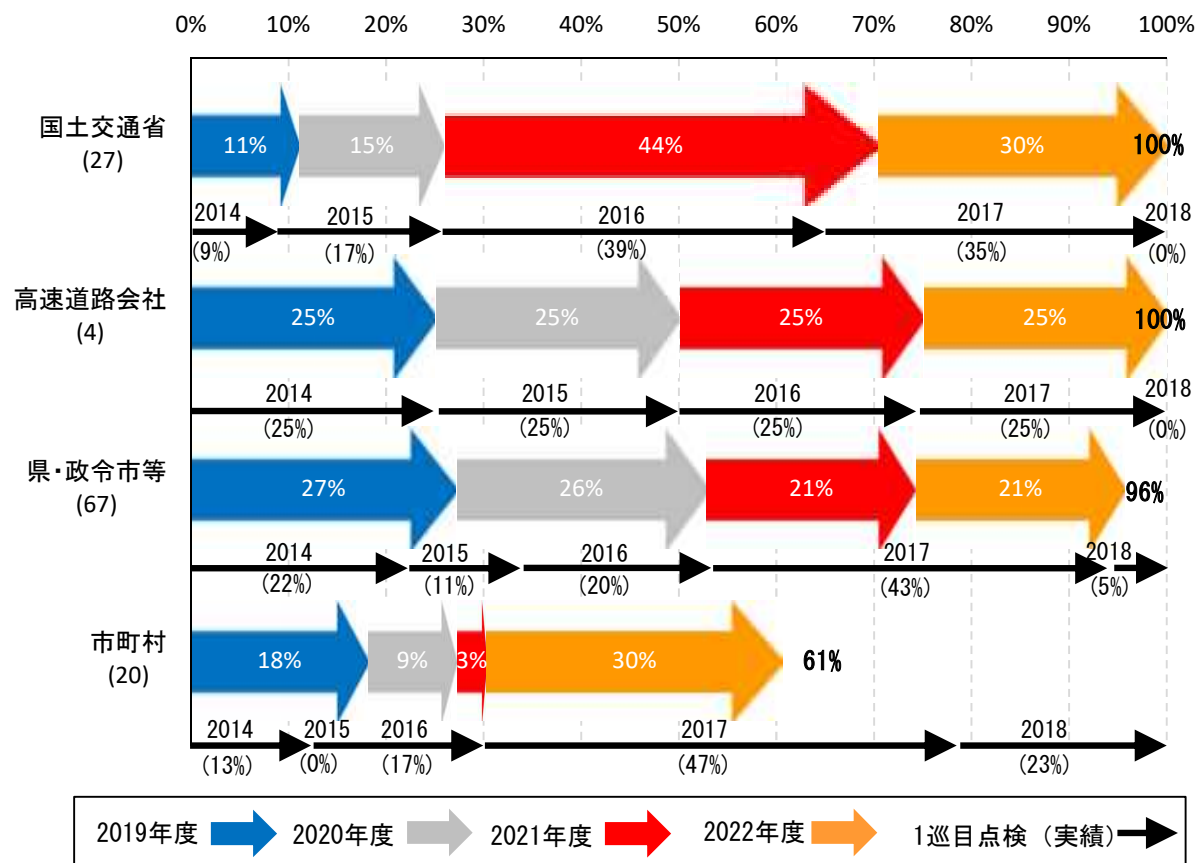


図3-7 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

※（）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-5 （2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	31	27	27	100% (100%)
高速道路会社	4	4	4	100% (100%)
県・政令市等	76	70	67	96% (96%)
市町村	34	33	20	61% (77%)
合計	145	134	118	88% (92%)

※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

2023.3末時点

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率。

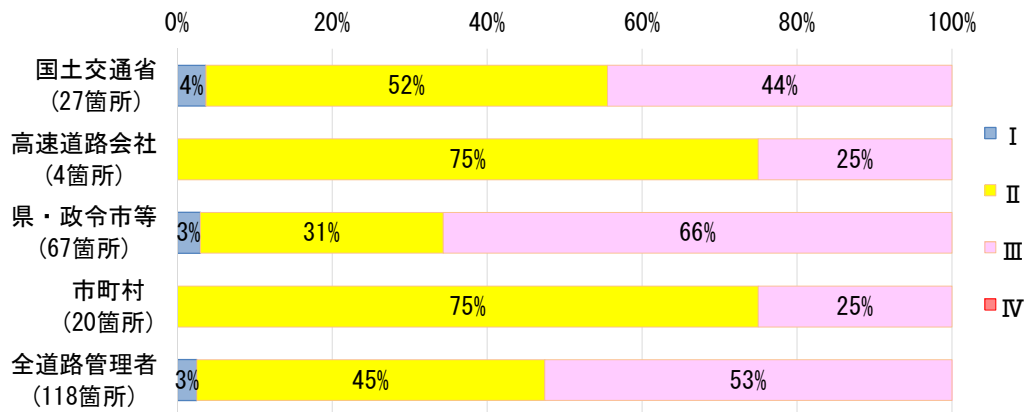


図 3-8 2 巡目 (2019~2022 年度) の判定区分の割合 (トンネル)

※ ( ) 内は、2019~2022 年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3-6 2 巡目 (2019~2022 年度) の判定区分の割合 (トンネル)

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	27	1	14	12	0
		4%	52%	44%	0%
高速道路会社	4	0	3	1	0
		0%	75%	25%	0%
県・政令市等	67	2	21	44	0
		3%	31%	66%	0%
市町村	20	0	15	5	0
		0%	75%	25%	0%
合計	118	3	53	62	0
		3%	45%	53%	0%

2023.3 末時点

【参考】1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (トンネル)

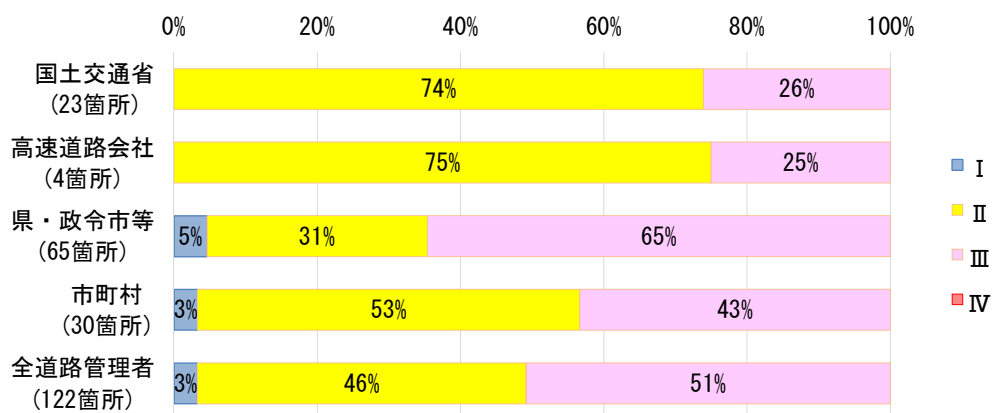


図 3-9 1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (トンネル)

※2019 年 3 月時点での集計値  
 ※ ( ) 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

③道路附属物等

道路附属物等の2巡目(2019~2022年度)の累積点検実施率は、国土交通省 97%、高速道路会社 75%、県・政令市等 81%、市町村 68%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 32%、Ⅱ 48%、Ⅲ 19%、Ⅳ 0%です。

〇2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

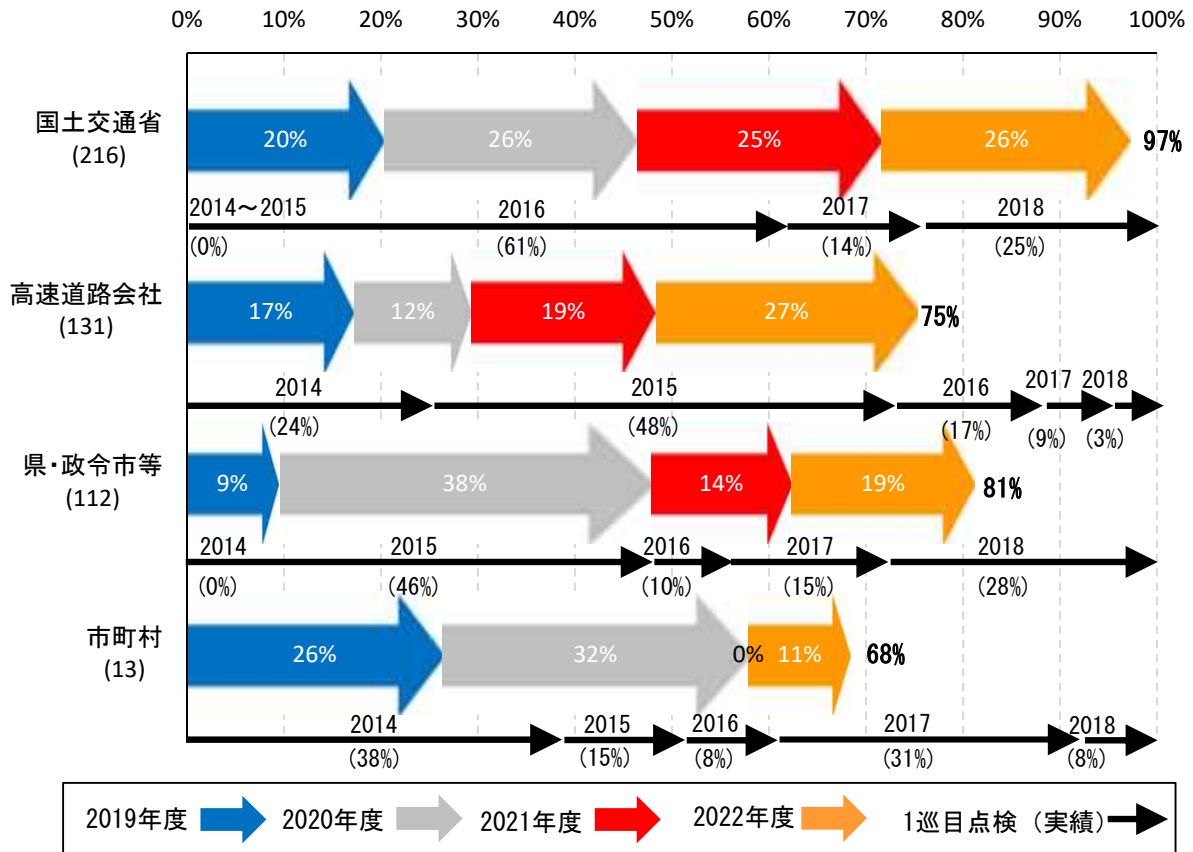


図3-10 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

※( )内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-7 (2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	223	222	216	97% (75%)
高速道路会社	174	174	131	75% (98%)
県・政令市等	143	138	112	81% (71%)
市町村	21	19	13	68% (92%)
合計	561	553	472	85% (81%)

2023.3末時点

※1: 2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。( )内は、1巡目(2014~2017年度)における点検実施率。

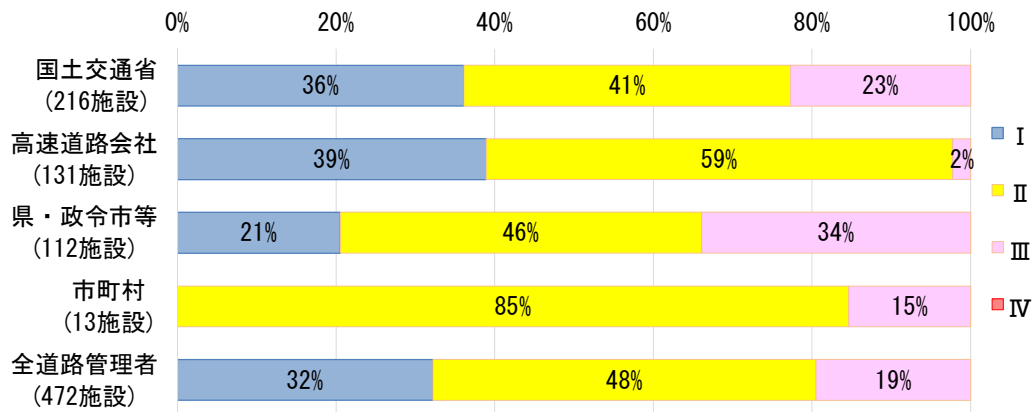


図 3 - 1 1 2 巡目 (2019~2022 年度) の判定区分の割合 (道路附属物等)

※ ( ) 内は、2019~2022 年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3 - 8 2 巡目 (2019~2022 年度) の判定区分の割合 (道路附属物等)

管理者	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	216	78	89	49	0
		36%	41%	23%	0%
高速道路会社	131	51	77	3	0
		39%	59%	2%	0%
県・政令市等	112	23	51	38	0
		21%	46%	34%	0%
市町村	13	0	11	2	0
		0%	85%	15%	0%
合計	472	152	228	92	0
		32%	48%	19%	0%

2023.3 末時点

【参考】1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (道路附属物等)

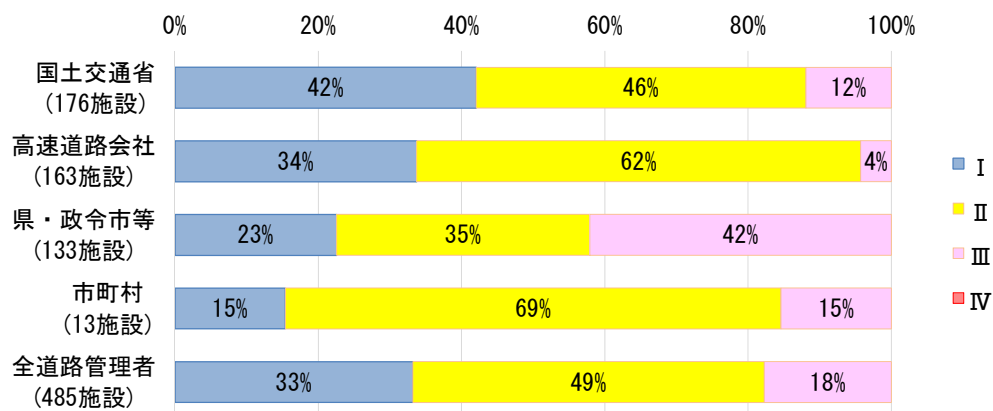


図 3 - 1 2 1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (道路附属物等)

※2019 年 3 月時点での集計値  
 ※ ( ) 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

### (3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況

#### ①橋梁

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で6%です。

橋梁では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

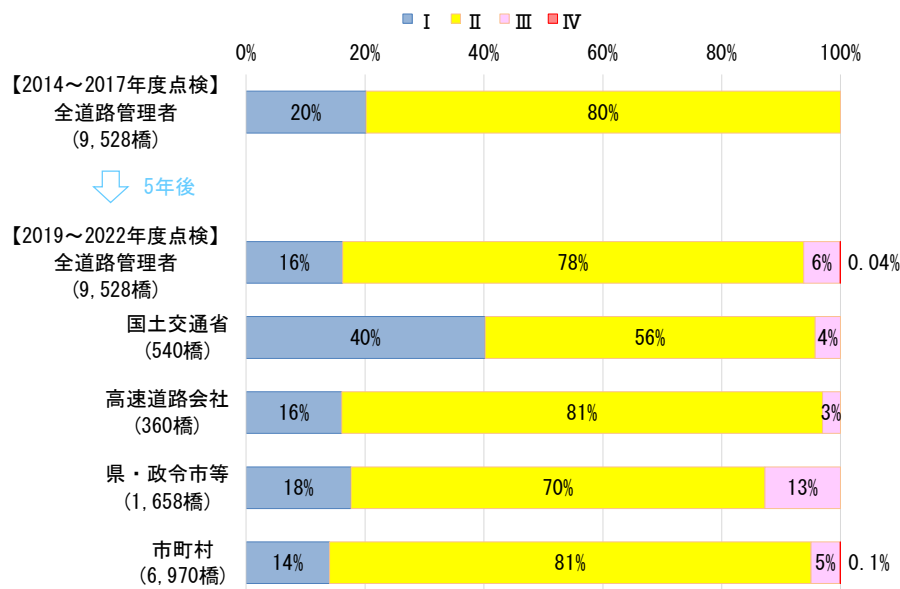


図3-13 管理者別の判定区分の遷移状況

※ ( ) 内は、1巡目（2014～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数の内、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019～2022年度に点検を実施した橋梁の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

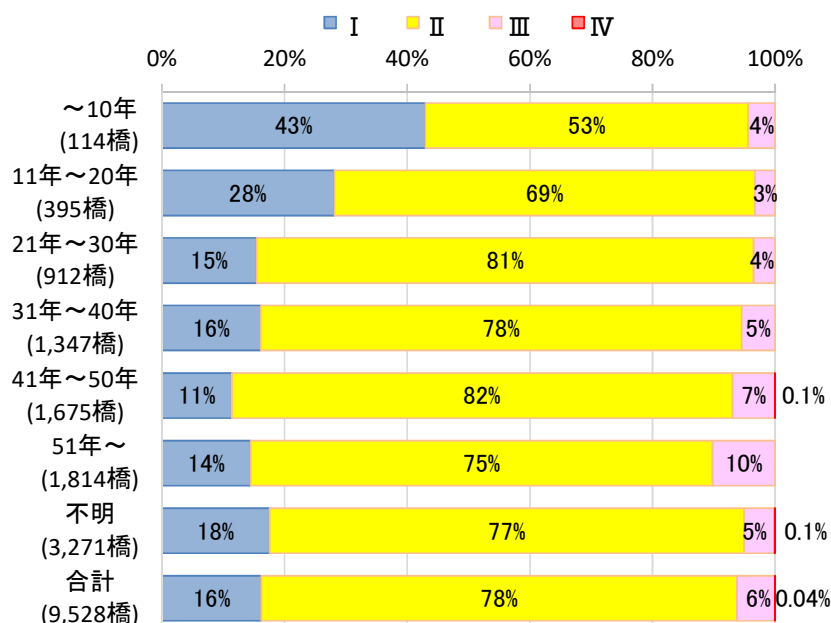


図3-14 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

## ②トンネル

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で44%です。

トンネルでは、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

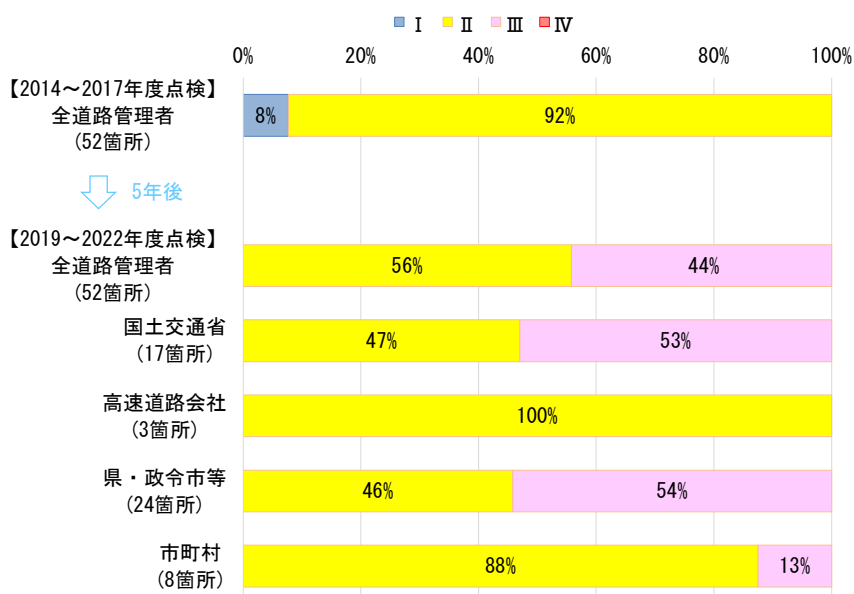


図3-15 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

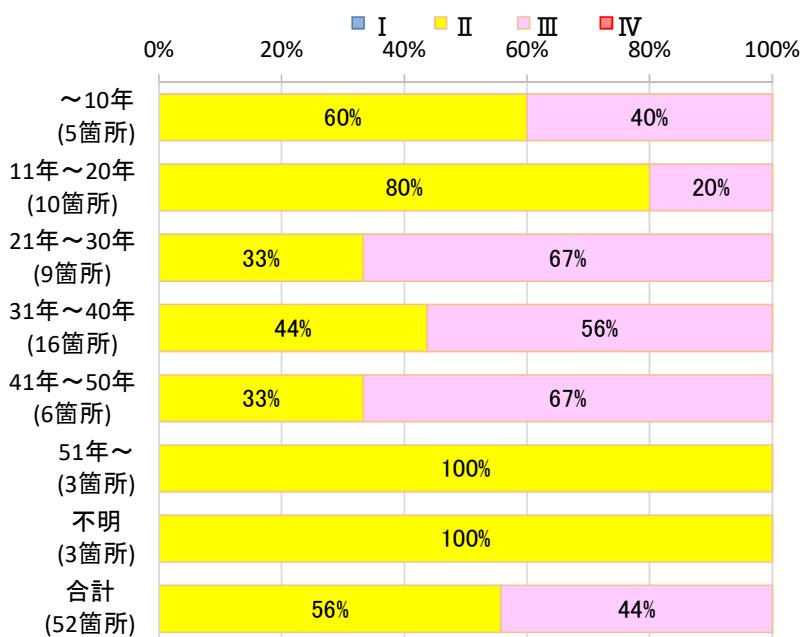


図3-16 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

### ③道路附属物等

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で14%です。

建設後経過年数が21年以上となる道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

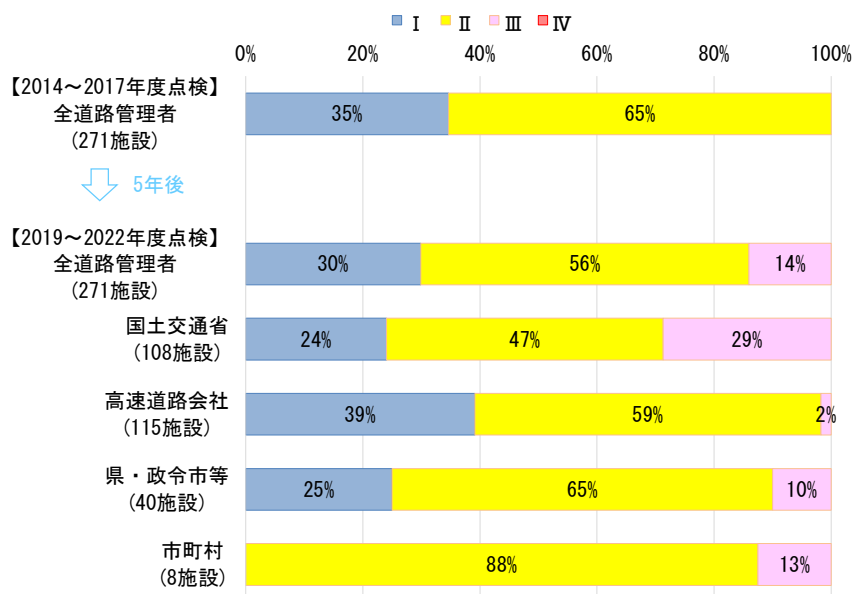


図3-17 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

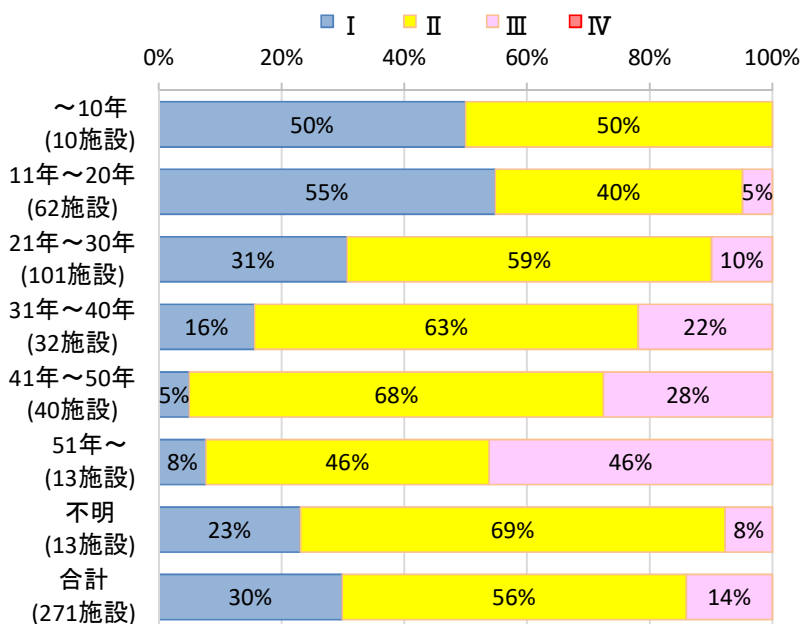


図3-18 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。



(4) 過年度の点検（2014～2022年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合

① 橋梁

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、I 16%、II 73%、III 10%、IV 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は1,285橋です。1巡目点検結果から推移をみると、判定区分IIIの施設数が増加しています。

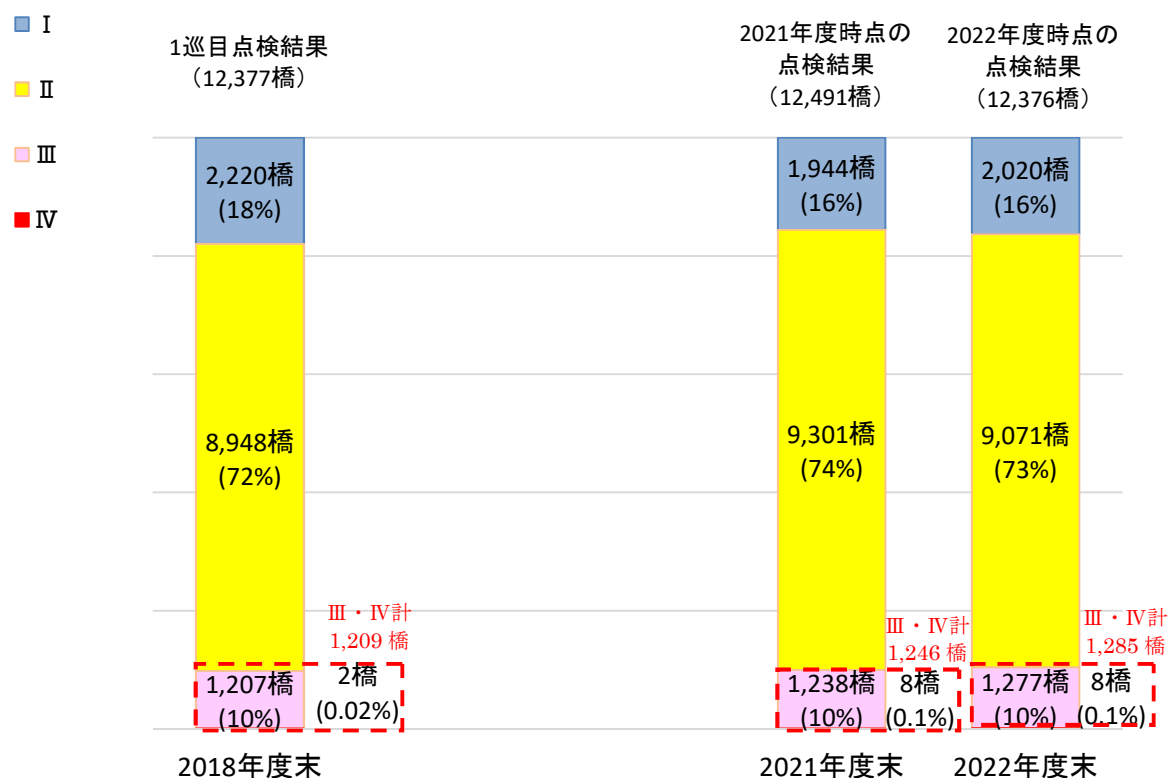


図3-19 各年度時点の判定区分の割合（橋梁）

※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

## ②トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 2%、Ⅱ 46%、Ⅲ 51%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは69箇所です。1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

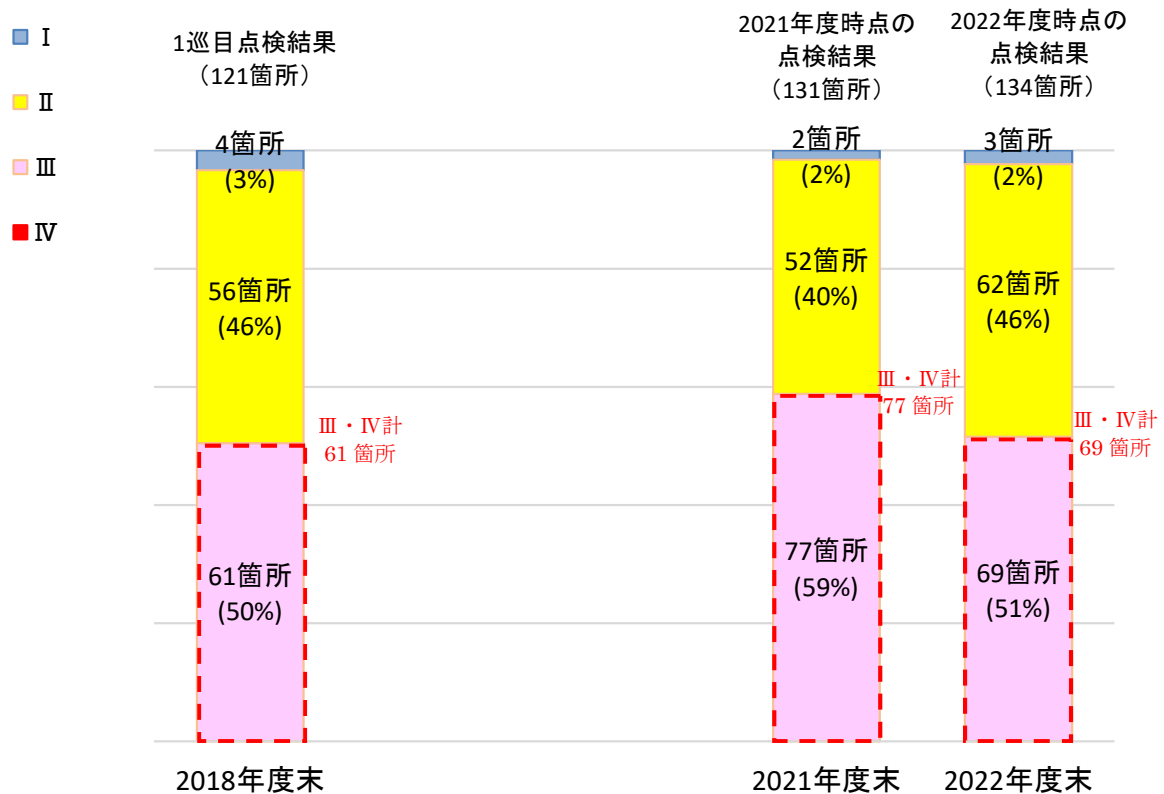


図3-20 各年度時点の判定区分の割合（トンネル）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

### ③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 34%、Ⅱ 49%、Ⅲ 17%、Ⅳ 0%であり修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は96施設です。1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が増加しています。

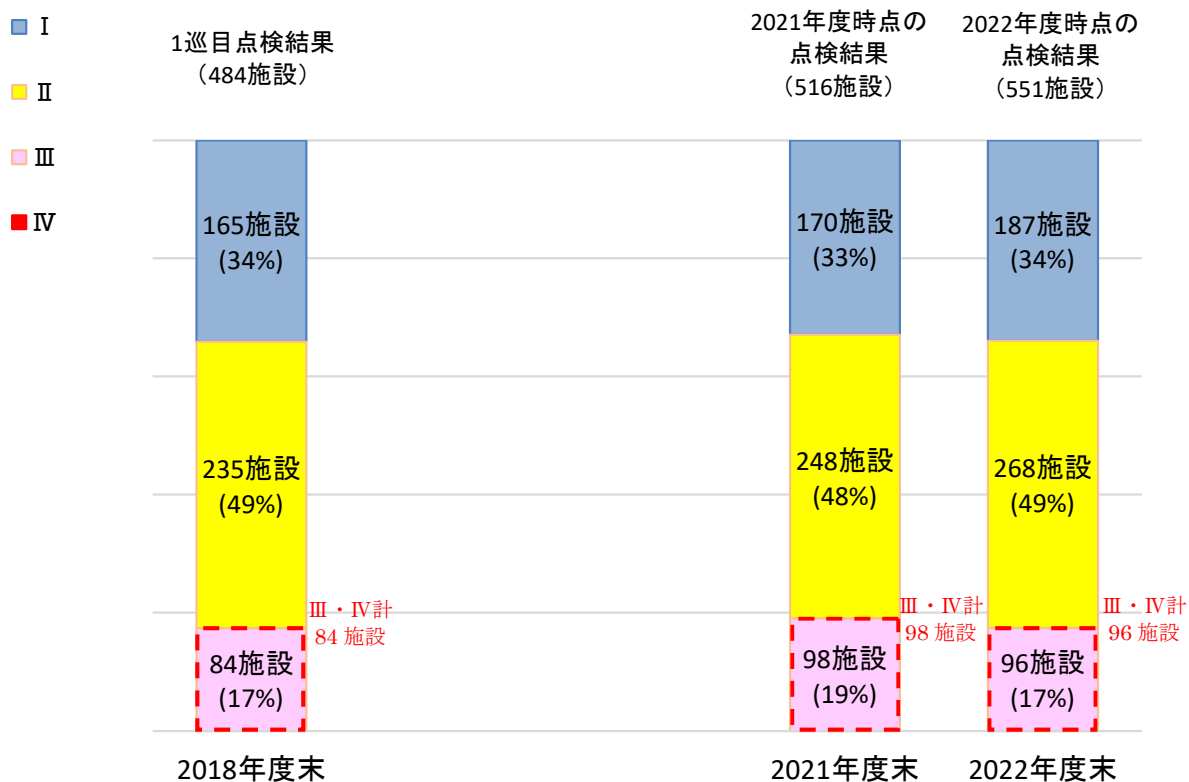


図3-21 各年度時点の判定区分の割合（道路附属物等）

※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

(5) 過年度の点検（2014～2022年度）の点検結果（全道路管理者）

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 16%、Ⅱ 73%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 2%、Ⅱ 46%、Ⅲ 51%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 34%、Ⅱ 49%、Ⅲ 17%、Ⅳ 0%です。

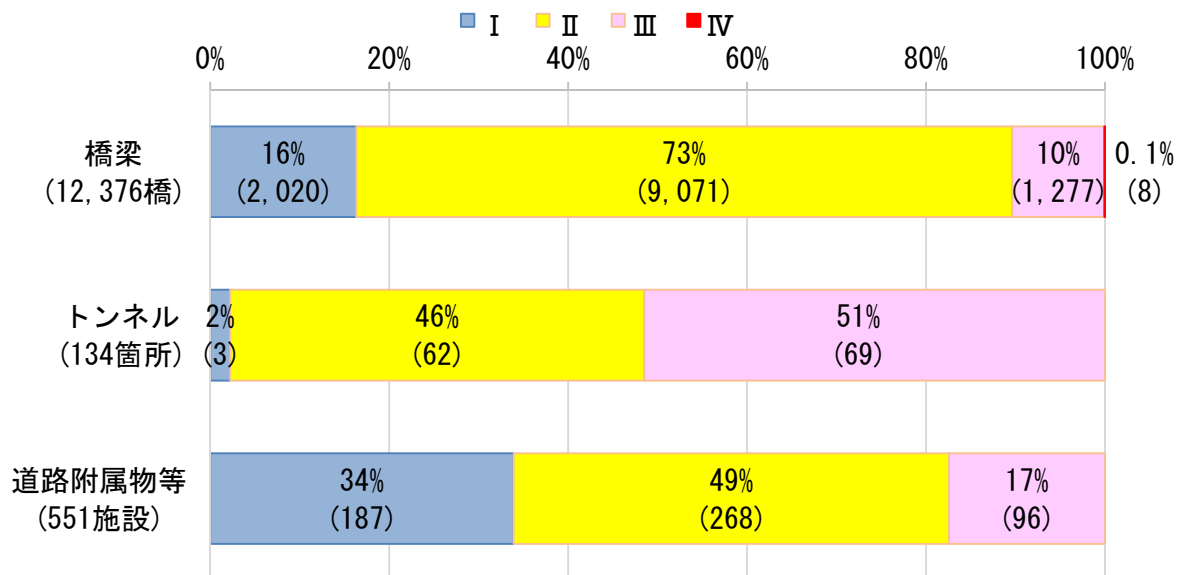


図3-22 2022年度末時点の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

## (6) 過年度の点検（2014～2022年度）の点検結果（管理者別）

### 1) 国土交通省

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 35%、II 53%、III 12%、IV 0%、トンネル：I 4%、II 52%、III 44%、IV 0%、道路附属物等：I 36%、II 41%、III 23%、IV 0%です。

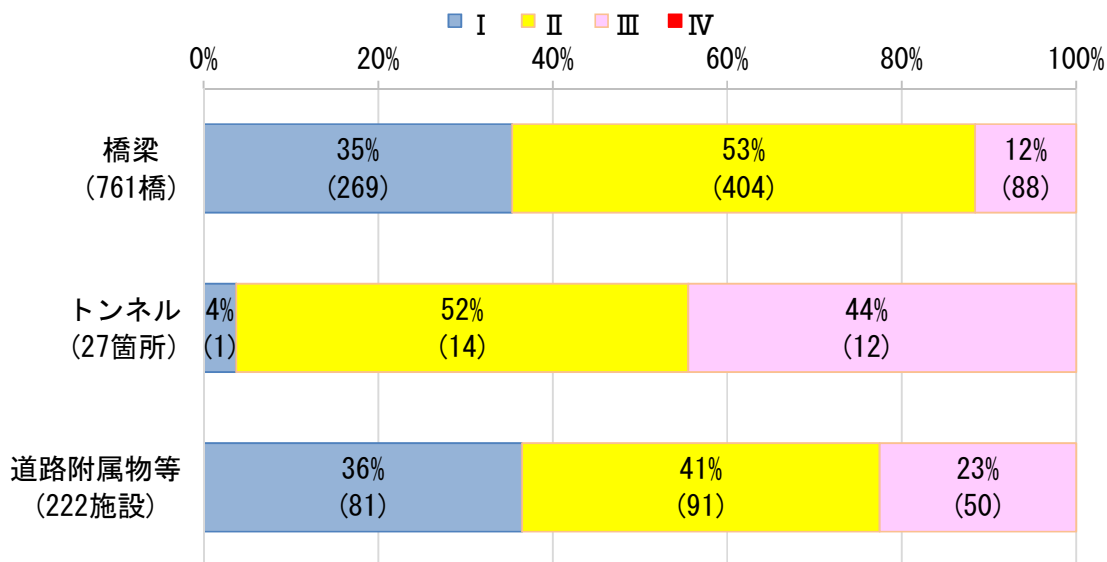


図3-23 2022年度末時点の判定区分の割合（国土交通省）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

### 2) 高速道路会社

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 15%、II 75%、III 11%、IV 0%、トンネル：I 0%、II 75%、III 25%、IV 0%、道路附属物等：I 40%、II 58%、III 2%、IV 0%です。

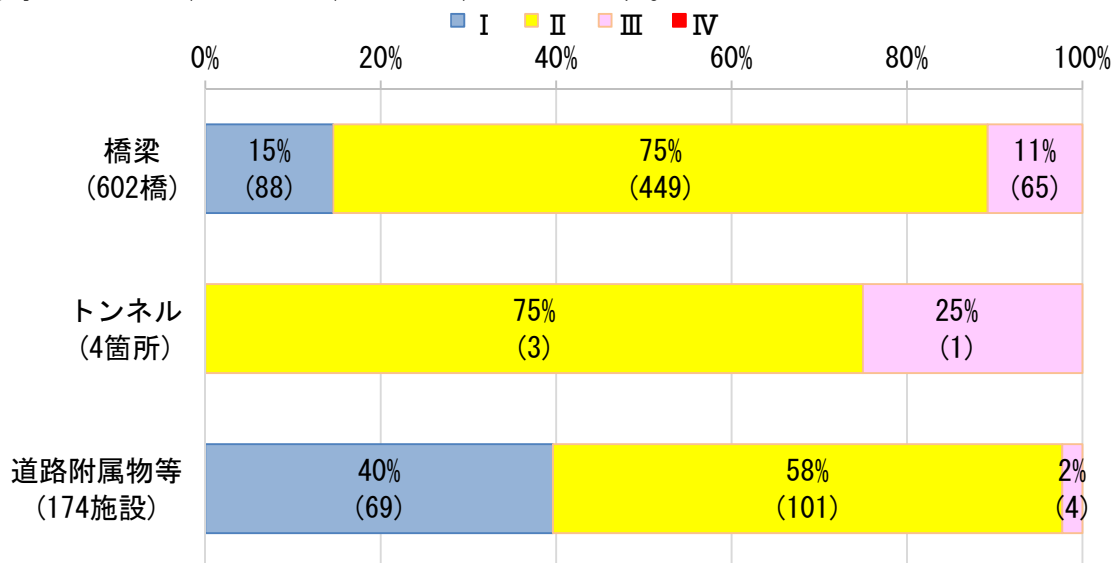


図3-24 2022年度末時点の判定区分の割合（高速道路会社）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

### 3) 県・政令市等

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 17%、Ⅱ 63%、Ⅲ 20%、Ⅳ 0.04%、トンネル：Ⅰ 3%、Ⅱ 30%、Ⅲ 67%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 26%、Ⅱ 46%、Ⅲ 28%、Ⅳ 0%です。

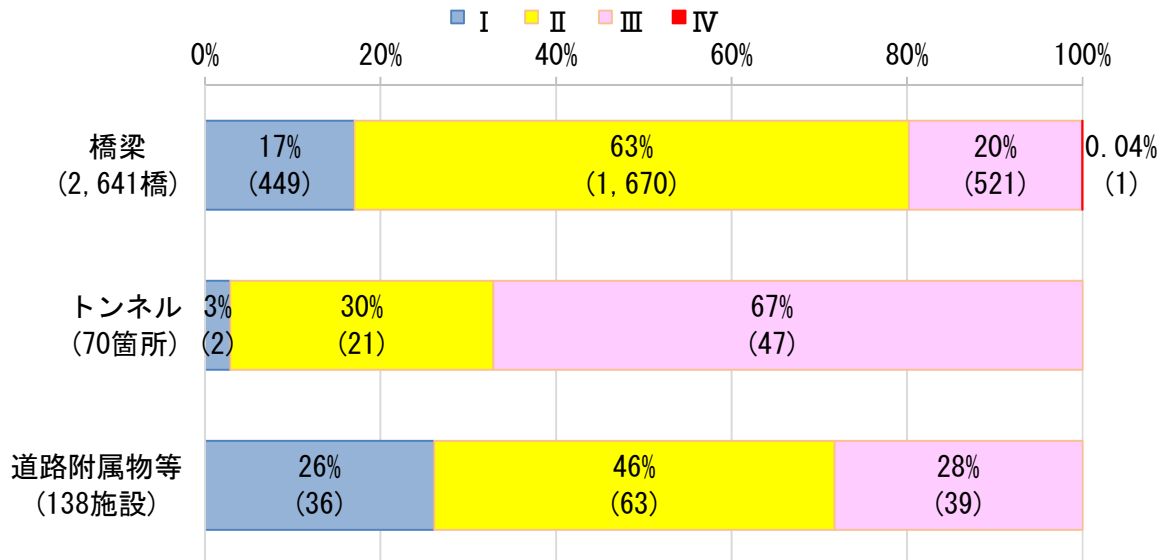


図3-25 2022年度末時点の判定区分の割合（県・政令市等）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

### 4) 市町村

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 15%、Ⅱ 78%、Ⅲ 7%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 73%、Ⅲ 27%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 6%、Ⅱ 76%、Ⅲ 18%、Ⅳ 0%です。

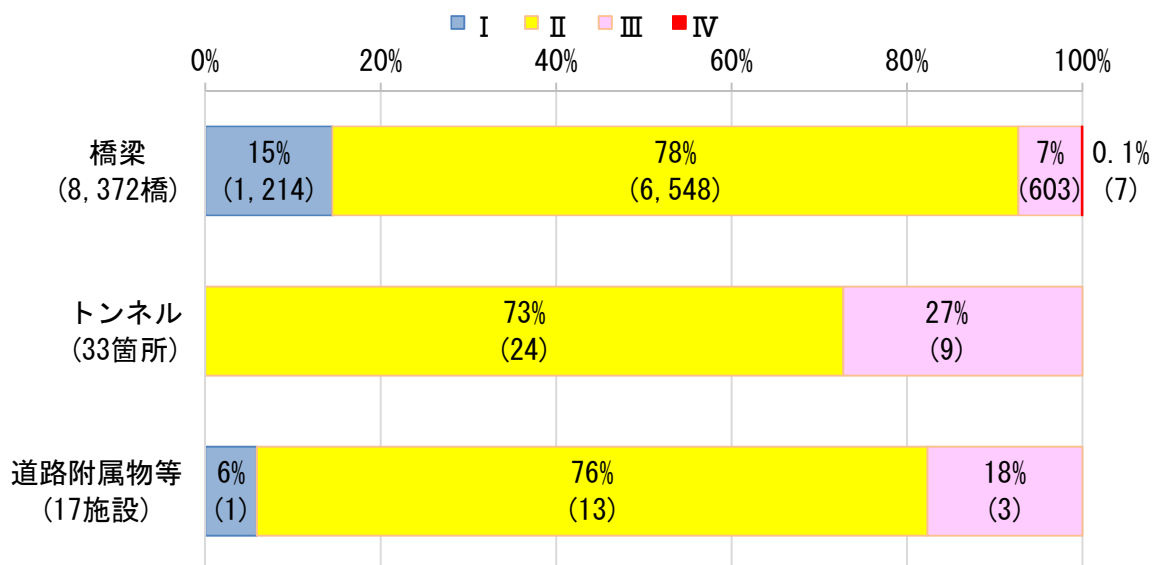


図3-26 2022年度末時点の判定区分の割合（市町村）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

#### 4 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

##### (1) 1巡目点検（2014～2018年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

##### ○判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで（5年以内）に措置を講ずることとしています。

##### ○判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

##### 1) 判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況（2022年度末時点）

1巡目点検（2014～2018年度）で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率（2022年度末時点）は、橋梁 89%、トンネル 98%、道路附属物等 94%となっています。

表 4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況（全道路管理者）

	措置が必要な 施設数 A	措置に着手済 の施設数 B (B/A)	措置完了済 の施設数 C (C/A)
橋梁	1,182	1,053 (89%)	678 (57%)
トンネル	60	59 (98%)	52 (87%)
道路附属物等	85	80 (94%)	49 (58%)

2023.3末時点

判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置  
(2014～2018)

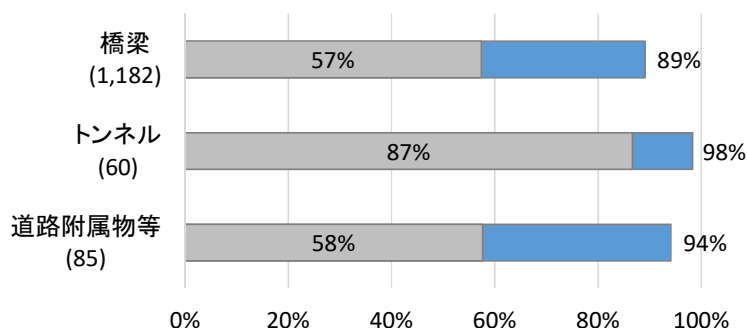


図 4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置 (2014年度～2018年度)

2023.3末時点

**措置着手率** : 措置（設計を含む）に着手した割合 (B/A)  
**措置完了率** : 措置が完了した割合 (C/A)

①橋梁

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 99%、高速道路会社 100%、地方公共団体 87%です。

完了した割合は、国土交通省 54%、高速道路会社 53%、地方公共団体 58%です。

表 4-2 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	93	92 (99%)	50 (54%)	2014	93%	100%	93%	100%
				2015	80%	100%	80%	100%
				2016	48%	100%	48%	100%
				2017	33%	100%	33%	100%
				2018	14%	93%	14%	93%
高速道路会社	85	85 (100%)	45 (53%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	100%	100%	100%	100%
				2016	63%	100%	63%	100%
				2017	57%	100%	57%	100%
				2018	15%	100%	15%	100%
地方公共団体計	1,004	876 (87%)	583 (58%)	2014	87%	99%	87%	99%
				2015	59%	87%	59%	87%
				2016	63%	91%	63%	91%
				2017	36%	73%	36%	73%
				2018	36%	84%	36%	84%
県・政令市等	474	406 (86%)	216 (46%)	2014	69%	100%	69%	100%
				2015	56%	94%	56%	94%
				2016	55%	90%	55%	90%
				2017	35%	77%	35%	77%
				2018	30%	82%	30%	82%
市町村	530	470 (89%)	367 (69%)	2014	88%	99%	88%	99%
				2015	62%	81%	62%	81%
				2016	77%	93%	77%	93%
				2017	38%	63%	38%	63%
				2018	42%	86%	42%	86%
合計	1,182	1,053 (89%)	678 (57%)		57%	89%	57%	89%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A) 2023.3 末時点  
 措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。



## ②トンネル

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 98%です。

完了した割合は、国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 85%です。

表 4-3 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	6	6 (100%)	6 (100%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	100%	100%	100%	100%
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	—	—	—	—
				2018	—	—	—	—
高速道路会社	1	1 (100%)	1 (100%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	—	—	—	—
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	—	—	—	—
地方公共団体計	53	52 (98%)	45 (85%)	2014	80%	100%	100%	100%
				2015	50%	100%	100%	100%
				2016	75%	100%	100%	100%
				2017	93%	96%	100%	100%
				2018	100%	100%	100%	100%
県・政令市等	40	40 (100%)	35 (88%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	50%	100%	100%	100%
				2016	78%	100%	100%	100%
				2017	95%	100%	100%	100%
				2018	100%	100%	100%	100%
市町村	13	12 (92%)	10 (77%)	2014	0%	100%	100%	100%
				2015	—	—	—	—
				2016	67%	100%	100%	100%
				2017	88%	88%	100%	100%
				2018	100%	100%	100%	100%
合計	60	59 (98%)	52 (87%)		87%	98%	100%	100%

**措置着手率** : 措置（設計を含む）に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

**措置完了率** : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

### ③道路附属物等

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 91%です。

完了した割合は、国土交通省 32%、高速道路会社 100%、地方公共団体 63%です。

表 4-4 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	22	22 (100%)	7 (32%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	33%	100%	33%	100%
				2017	33%	100%	33%	100%
				2018	0%	100%	0%	100%
高速道路会社	7	7 (100%)	7 (100%)	2014	—	100%	100%	100%
				2015	—	100%	100%	100%
				2016	—	—	—	—
				2017	—	100%	100%	100%
				2018	—	100%	100%	100%
地方公共団体計	56	51 (91%)	35 (63%)	2014	0%	—	—	—
				2015	75%	97%	75%	97%
				2016	50%	100%	50%	100%
				2017	40%	90%	40%	90%
				2018	33%	33%	33%	33%
県・政令市等	54	50 (93%)	34 (63%)	2014	—	—	—	—
				2015	75%	97%	75%	97%
				2016	50%	100%	50%	100%
				2017	40%	90%	40%	90%
				2018	0%	—	—	—
市町村	2	1 (50%)	1 (50%)	2014	0%	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	—	—	—	—
				2017	—	—	—	—
				2018	100%	100%	100%	100%
合計	85	80 (94%)	49 (58%)			58%	94%	

**措置着手率** : 措置（設計を含む）に着手した割合 (B/A)

2023. 3 末時点

**措置完了率** : 措置が完了した割合 (C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

## (2) 2巡目点検(2019~2022年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況

### ①橋梁

2巡目(2019~2022年度)の点検で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省76%、高速道路会社89%、地方公共団体39%です。

完了した割合は、国土交通省8%、高速道路会社20%、地方公共団体12%です。

表4-5 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	74	56 (76%)	6 (8%)	2019	0%	89%	0%	89%
				2020	23%	92%	23%	92%
				2021	7%	67%	7%	67%
				2022	5%	73%	5%	73%
高速道路会社	54	48 (89%)	11 (20%)	2019	45%	100%	45%	100%
				2020	23%	100%	23%	100%
				2021	15%	85%	15%	85%
				2022	6%	76%	6%	76%
地方公共団体計	991	382 (39%)	119 (12%)	2019	18%	40%	18%	40%
				2020	17%	52%	17%	52%
				2021	12%	37%	12%	37%
				2022	0%	19%	0%	19%
県・政令市等	456	208 (46%)	53 (12%)	2019	9%	23%	9%	23%
				2020	16%	51%	16%	51%
				2021	20%	73%	20%	73%
				2022	0%	43%	0%	43%
市町村	535	174 (33%)	66 (12%)	2019	27%	59%	27%	59%
				2020	19%	55%	19%	55%
				2021	9%	24%	9%	24%
				2022	1%	6%	1%	6%
合計	1,119	486 (43%)	136 (12%)		12%	43%	12%	43%

2023.3末時点

**措置着手率** : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

**措置完了率** : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2巡目(2019~2022年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

## ②トンネル

2 巡目（2019～2022 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 0%、地方公共団体 94%です。

完了した割合は、国土交通省 8%、高速道路会社 0%、地方公共団体 55%です。

表 4-6 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	12	12 (100%)	1 (8%)	2019	0%	100%	0%	100%
				2020	50%	100%	50%	100%
				2021	0%	100%	0%	100%
				2022	0%	100%	0%	100%
高速道路会社	1	0 (0%)	0 (0%)	2019	—	—	—	—
				2020	—	—	—	—
				2021	—	—	—	—
				2022	0%	—	0%	—
地方公共団体計	49	46 (94%)	27 (55%)	2019	81%	100%	81%	100%
				2020	33%	89%	33%	89%
				2021	58%	100%	58%	100%
				2022	33%	67%	33%	67%
県・政令市等	44	43 (98%)	25 (57%)	2019	86%	100%	86%	100%
				2020	35%	94%	35%	94%
				2021	58%	100%	58%	100%
				2022	0%	100%	0%	100%
市町村	5	3 (60%)	2 (40%)	2019	50%	100%	50%	100%
				2020	0%	—	0%	—
				2021	—	—	—	—
				2022	50%	50%	50%	50%
合計	62	58 (94%)	28 (45%)		45%	94%	45%	94%

**措置着手率** : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

**措置完了率** : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2 巡目（2019～2022 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

### ③道路附属物等

2巡目（2019～2022年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 53%、高速道路会社 67%、地方公共団体 70%です。

完了した割合は、国土交通省 4%、高速道路会社 67%、地方公共団体 30%です。

表 4-7 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	49	26 (53%)	2 (4%)	2019	0%	100%	0%	100%
				2020	0%	17%	0%	17%
				2021	13%	75%	13%	75%
				2022	0%	33%	0%	33%
高速道路会社	3	2 (67%)	2 (67%)	2019	100%	100%	100%	100%
				2020	100%	100%	100%	100%
				2021	—	—	—	—
				2022	0%	—	0%	—
地方公共団体計	40	28 (70%)	12 (30%)	2019	50%	100%	50%	100%
				2020	39%	83%	39%	83%
				2021	33%	100%	33%	100%
				2022	0%	10%	0%	10%
県・政令市等	38	28 (74%)	12 (32%)	2019	50%	100%	50%	100%
				2020	44%	94%	44%	94%
				2021	33%	100%	33%	100%
				2022	0%	10%	0%	10%
市町村	2	0 (0%)	0 (0%)	2019	—	—	—	—
				2020	0%	—	0%	—
				2021	—	—	—	—
				2022	—	—	—	—
合計	92	56 (61%)	16 (17%)		17%	61%	17%	61%

**措置着手率** : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3末時点

**措置完了率** : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2巡目(2019～2022年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

### (3) 過年度の点検（2014～2022年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

#### ①橋梁

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 78%、高速道路会社 91%、地方公共団体 44%です。

完了した割合は、国土交通省 9%、高速道路会社 22%、地方公共団体 15%です。

表 4－8 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	88	69 (78%)	8 (9%)	19 (22%)
高速道路会社	65	59 (91%)	14 (22%)	6 (9%)
地方公共団体計	1,132	500 (44%)	170 (15%)	632 (56%)
県・政令市等	522	262 (50%)	72 (14%)	260 (50%)
市町村	610	238 (39%)	98 (16%)	372 (61%)
合計	1,285	628 (49%)	192 (15%)	657 (51%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

## ②トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 0%、地方公共団体 93%です。

完了した割合は、国土交通省 8%、高速道路会社 0%、地方公共団体 57%です。

表 4-9 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	12	12 (100%)	1 (8%)	0 (0%)
高速道路会社	1	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)
地方公共団体計	56	52 (93%)	32 (57%)	4 (7%)
県・政令市等	47	46 (98%)	27 (57%)	1 (2%)
市町村	9	6 (67%)	5 (56%)	3 (33%)
合計	69	64 (93%)	33 (48%)	5 (7%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

### ③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 54%、高速道路会社 75%、地方公共団体 69%です。

完了した割合は、国土交通省 4%、高速道路会社 50%、地方公共団体 29%です。

表 4-10 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	50	27 (54%)	2 (4%)	23 (46%)
高速道路会社	4	3 (75%)	2 (50%)	1 (25%)
地方公共団体計	42	29 (69%)	12 (29%)	13 (31%)
県・政令市等	39	28 (72%)	12 (31%)	11 (28%)
市町村	3	1 (33%)	0 (0%)	2 (67%)
合計	96	59 (61%)	16 (17%)	37 (39%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。



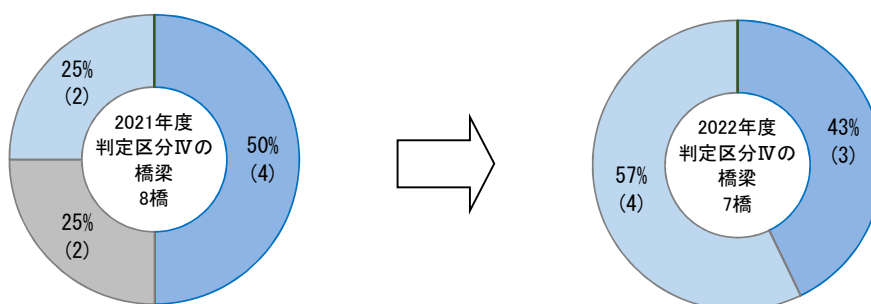
#### (4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2022 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、2021 年度末時点の 8 橋から 7 橋に減少し、内 3 橋は修繕・架替、4 橋は撤去・廃止中となっています。

またトンネル及び道路附属物等が、2022 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありません。

#### ○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定含む)

■ 修繕・架替 ■ 機能転換 ■ 対応未定 ■ 撤去・廃止中(予定含む) ■ 撤去・廃止済等



(5) 修繕等措置の取り組み事例

①判定区分Ⅲの修繕事例(橋梁)

施設名：たがじょうこうかきょう 多賀城高架橋  
 管理者：東日本高速道路(株) 東北支社  
 路線名：国道45号(三陸縦貫自動車道)  
 位置：宮城県多賀城市  
 ～宮城県宮城郡利府町  
 建設年：1997年(平成9年)  
 主な損傷：支承の腐食



写真4-1 【全景】多賀城高架橋



写真4-2 【損傷】支承の腐食



写真4-3 【対策】支承塗替塗装(R4.9補修)

施設名：かのえづかりつきょう 庚塚陸橋  
 管理者：塩竈市  
 路線名：市道新浜町泉沢線  
 位置：宮城県塩竈市  
 建設年：1977年(昭和52年)  
 主な損傷：支承の腐食



写真4-4 【全景】庚塚陸橋



写真4-5 【損傷】支承の腐食

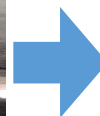


写真4-6 【対策】支承防錆

施設名：<sup>ぬまぐちばし</sup>沼口橋  
 管理者：宮城県  
 路線名：一般県道新田若柳線  
 位置：宮城県登米市  
 建設年：1937年（昭和12年）  
 主な損傷：主桁の腐食、支承の腐食、  
 沓座モルタル欠損



写真4-7 【全景】沼口橋



写真4-8 【損傷】  
主桁の腐食、沓座モルタル欠損



写真4-9 【対策】  
主桁の当て板補修（塗替塗装）

施設名：<sup>はやまばし</sup>羽山橋  
 管理者：仙台市  
 路線名：市道境野湯元線  
 位置：宮城県仙台市  
 建設年：1968年（昭和43年）  
 主な損傷：下部構造 ひび割れ、  
 剥離・鉄筋露出、うき



写真4-10 【全景】羽山橋



写真4-11 【損傷】  
ひび割れ、剥離・鉄筋露出、うき



写真4-12 【対策】断面修復工  
（橋脚補強 炭素繊維シート巻立）

施設名：つつみおおはし 堤大橋  
 管理者：宮城県道路公社  
 路線名：三陸縦貫自動車道（仙台松島道路）  
 位置：宮城県東松島市  
 建設年：2014年（平成26年）  
 主な損傷：主桁・床版の防食機能の劣化、  
 排水施設の漏水



写真4-13 【全景】堤大橋



写真4-14 【損傷】  
主桁・床版の防食機能の劣化

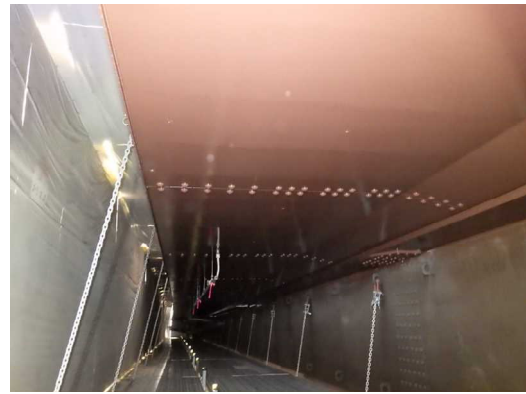


写真4-15 【対策】再塗装工

施設名：だいたろうかわばし 大太郎川橋  
 管理者：国土交通省  
 仙台河川国道事務所  
 路線名：国道4号  
 位置：宮城県白石市  
 建設年：1973年（昭和48年）  
 主な損傷：【下り線】床版のひび割れ・  
 漏水・遊離石灰



写真4-16 【全景】大太郎川橋



写真4-17 【損傷】  
床版ひび割れ・漏水・遊離石灰



写真4-18 【対策】炭素繊維補強

②判定区分Ⅱの修繕事例（トンネル）

施設名：九の森<sup>くもりとんねる</sup>トンネル  
管理者：仙台市  
路線名：国道457線  
位置：宮城県仙台市  
建設年：1993年（平成5年）  
主な損傷：ひび割れ、うき・はく離、漏水



写真4-19 【全景】九の森トンネル



写真4-20 【損傷】  
うき・はく離



写真4-21 【対策】はく落防止対策工  
（はく落防止用FRPメッシュ材）

## 5 道路メンテナンス会議の取り組み

宮城県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁・トンネル等の定期的な点検がスタートした2014年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、宮城県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。



写真5-1 溝橋点検の講習会



写真5-2 パル展の開催  
(青葉通り地下道ギャラリー)

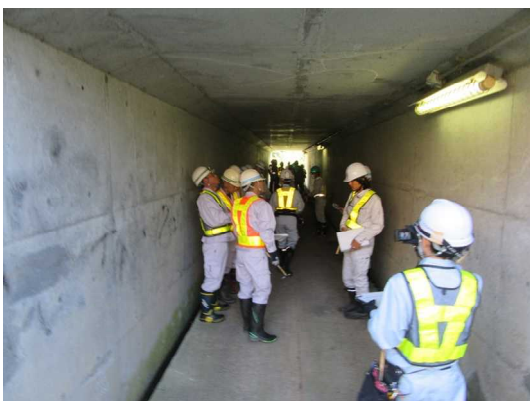


写真5-3 溝橋点検の現地研修会



写真5-4 広報活動  
(ハイウェイスタうほく2023)

## 宮城県道路メンテナンス会議（構成機関）

宮城県土木部道路課	利府町都市開発部施設管理課
仙台市建設局道路部道路保全課	大郷町地域整備課
白石市建設部建設課	大崎市建設部建設課
角田市産業建設部都市整備課	加美町建設課
蔵王町建設課	色麻町建設水道課
七ヶ宿町農林建設課	涌谷町建設課
大河原町地域整備課	美里町建設課
村田町建設水道課	栗原市建設部建設課
柴田町都市建設課	登米市建設部道路課
川崎町建設水道課	石巻市建設部道路課
丸森町建設課	東松島市建設部建設課
名取市建設部土木課	女川町建設課
岩沼市建設部土木課	気仙沼市建設部土木課
亘理町都市建設課	南三陸町建設課
山元町建設課	東日本高速道路(株)東北支社
大和町都市建設課	宮城県道路公社建設部道路管理課
富谷市建設部都市整備課	東北地方整備局道路部
大衡村都市建設課	東北地方整備局仙台河川国道事務所
塩竈市産業建設部土木課	東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所
多賀城市都市産業部都市整備課	東北地方整備局東北技術事務所
松島町建設課	東北地方整備局東北道路メンテナンスセンター
七ヶ浜町建設課	公益社団法人宮城県建設センター（オブザーバー）

会 長 東北地方整備局仙台河川国道事務所長  
副 会 長 宮城県土木部道路課長  
事 務 局 宮城県土木部道路課  
東北地方整備局道路部  
東北地方整備局仙台河川国道事務所  
東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所  
東北地方整備局東北技術事務所  
東北地方整備局東北道路メンテナンスセンター

問い合わせ窓口(事務局)

○宮城県土木部道路課  
電話022-211-3155  
○東北地方整備局仙台河川国道事務所道路管理第二課  
電話022-304-1811